

第7回 大阪府男女いきいき事業者表彰 募集要項

応募期間：令和6年7月16日（火）～9月30日（月）

大阪府では、性別に関わらず全ての人々が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる元気な大阪を実現するため、女性活躍推進に積極的に取り組む事業者の皆さんを表彰する「男女いきいき」事業者表彰を実施しています。

このたび、「第7回大阪府男女いきいき事業者表彰」の対象となる、女性活躍推進について他の事業者の模範となる取組を行う事業者（企業、団体）を募集します。

1 表彰内容

- (1) **男女いきいき大賞** （1事業者）
- (2) **男女いきいき優秀賞** （4事業者以内）
※半数以上は、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者とします。
- (3) **男女いきいき特別賞**
※各評価項目のうち、他の事業者と比較して、特に顕著な取組や独自の取組を実施していると認められる事業者を表彰するもの
- (4) **男女いきいきキラリ大賞**
※過去に「大賞」又は「優秀賞」を受賞した事業者のうち、受賞時より取組が進んでいると認められる事業者を表彰するもの

2 対象事業者

【男女いきいき大賞、優秀賞及び特別賞】以下の(1)および(2)に該当する事業者

- (1) 大阪府男女いきいきプラス事業者認証制度において認証されているもの
※未認証の場合、本表彰への応募と同時申請が可能です。
応募方法は以下ホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/plus1.html>)
- (2) 以下のいずれかの取組において、特に顕著な実績があり、その内容が他の事業者の模範となると認められるもの
 - ① 女性の能力を活用するための取組
 - ② 男性の育児参加を支援するための取組
 - ③ 仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組
 - ④ 男女がともに働きやすい職場づくりのための取組
 - ⑤ 上記①から④に掲げるもののほか、働く場における男女共同参画を推進するための取組

【男女いきいきキラリ大賞】(1)及び(2)に加えて以下の(3)に該当する事業者

- (3) 過去に男女いきいき大賞、優秀賞を受賞した事業者のうち、表彰時に評価された取組み内容を上回る、新たな取組を行うもの

3 評価項目・配点

大賞・優秀賞・特別賞における評価項目及び配点は以下のとおりです。

1 基本情報 (役員・従業員数等)	役員に占める女性の割合	5点
	管理職に占める女性の割合	5点
	女性労働者に占める管理職割合 女性労働者に占める非正規社員の割合	5点
2 基礎データ	(1)採用した労働者に占める女性労働者の割合 (2)男女の平均勤続勤務年数の差異 (3)一月当たりの労働者の平均残業時間数	5点
3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の実施状況	行動計画策定時の課題、行動計画の目標	10点
	目標達成に向けた具体的な取組内容	10点
4 働く場における男女共同参画に向けた先進性、独自性のある取組の実施状況	(1)女性の能力を活用するための取組	11点
	(2)男性の育児参加を支援するための取組	11点
	(3)仕事と家庭・その他活動が両立できるようにするための取組	11点
	(4)男女がともに働きやすい職場づくりのための取組	11点
	(5)上記(1)～(4)以外の、働く場における男女共同参画推進をするための取組	13点
5 今後の予定等	新たな課題を踏まえたさらなる取組の予定	3点
合計		100点

※キラリ大賞においては、上記に加え、特に3、4について受賞時の取り組みとの比較を評価します。

【評価のポイント】

3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の実施状況

- 現状把握と課題分析を適切に行っているか
- 目標設定は妥当か
- 取組は課題解決に資するか
- 取組内容は先進性・独創性があり、他の模範となるものか

4 働く場における男女共同参画に向けた先進性、独自性のある取組の実施状況

- 取組が自社の課題を解決するためのものとなっているか
- 効果的な取組を実施しているか
- 実施した取組について、課題分析ができているか
- 新たな課題に対する取組みの設定
- 先進性・独創性があり、他の模範となるものか

(5)のみ

○自社だけでなく、他社や業界等の男女共同参画や女性活躍推進に寄与する取組であるか

5 今後の予定等

○10年後等、先を見据えた取組みとして、先進性・独創性があり他の模範となるものか

4 スケジュール（予定）

応募受付開始	令和6年7月16日（火）
応募受付締切	令和6年9月30日（月）
選考	令和6年10月上旬～12月上旬
選考結果通知	令和6年12月中旬～下旬
表彰式	令和7年1月

5 応募方法

応募用紙に必要事項を記載の上、添付書類とともに、令和6年9月30日（月）までに、メールにて提出してください。

提出の際は、タイトルを「男女いきいき事業者表彰応募書類送付」としてお送りください。

書類受領後、3営業日以内に受領確認のメールをお送りいたします。

メールの容量が大きい場合等に受信できないことがありますので、

受領確認のメールがない場合は、お問合せくださいますようお願いいたします。

※応募用紙は下記ホームページからダウンロードできます。

⇒「男女いきいき」事業者表彰制度の概要

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/award.html>

■提出書類

(1) 応募用紙（Word形式及びPDF形式の2つをメールで提出）

※「キラリ大賞」は他賞と様式が異なりますのでご注意ください。

(2) 添付書類（メールで提出）

・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し

■提出先・問い合わせ先 ※平日9時30分から17時30分まで。土日祝休み

担当：大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ

E-mail：danjo-fumin@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06(6210)9321

6 留意事項

- 応募いただいた内容等について、必要に応じて、ヒアリング等による内容の確認や資料の追加送付等をお願いすることがあります。
- 提出書類等は返却しませんので、ご了承ください。
- ご提出いただいた書類等に含まれる個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律、大阪府個人情報保護条例及び大阪府情報公開条例を遵守します。
- ご応募いただいた事業者名や活動内容等を新聞、雑誌、インターネット等で公表する場合があります。
- 広報物（事例集等）作成における協力（写真・ロゴマーク等の提供、原稿の確認等）をお願いする場合があります。
- 取組事例の発表等、セミナーにおける協力（講師派遣、発表資料作成等）をお願いする場合があります。
- 表彰事業者に選ばれた場合は、必ずどなたかに表彰式にご出席いただきます。
- 表彰式で撮影された写真や動画、取組内容について、広報等で活用させていただくことがあります。
- 労働関連法令等に違反がある場合、法令上又は社会通念上男女いきいき表彰を受賞するにふさわしくないと判断される場合は応募できません。
また、表彰応募後に同様のことがあった場合は選考の対象外とすることがあります。
- 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者のいずれかに該当する場合は応募できません。（該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求めた場合は、速やかにご提出ください。）
- 表彰内定から表彰式の間、又は表彰後に労働関連法令等に違反があった場合、もしくは下記のような事実が認められた場合、表彰を取り消すことがあります。
 - ・ 応募内容に関わる虚偽・不正が発覚した場合
 - ・ 応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合
 - ・ その他、法令上又は社会通念上男女いきいき表彰を受賞するにふさわしくないと判断される場合
- 選考に関する問い合わせ、選考結果に対する異議申し立てについては、一切お受けできません。
- 選考結果通知では、受賞の有無と併せて、選考委員会委員からの評価をお伝えする予定です。